

S・アームストロング
豪国立大学総合研究所所長
B・チャップマン
豪国立大学教授

○豪州発の所得連動型ローンが世界に普及
○年収が少なければローンの返済必要なし
○学生全員が利用可能なローン制度導入を

ポイント

Shiro Armstrong 81年
生まれ。豪国立大博士。専門は国際経済

Bruce Chapman 51年生
まれ。エール大博士。専門は労働経済



奨学金制度改革、世界基準で

る予想できる。従つて大学に行く人がその費用を支払う、国民の税金を使うことはないと考えるのが正論だ。政府が全額負担するのは、政府にとって非常に高くつき、社会に不公平であるという点は今日広く認識されている。

では費用の一部である授業料を学生に請求する制度をどう考えればよいのだろうか。

米国やカナダではこの問題に対処するため、政府が債務保証を提供している。だがこの仕組みには2つの問題が指摘される。一つは返済不能とならないためだ。

この結果、ローンに関する懸念から大学進学を諦めてしまふ人も出かねない。学生ローンは住宅ローンと同様に、一定期間に支払わなければならぬのである。

こうした仕組みにより、ICLを持つ学生は返済困難から解放される。年収が一定額に満たない場合は返済する必要がなく、また返済の上限が決まっているので、大学卒業者を保護する仕組みとなつていている。ICLは返済困難な状態にある債務者を保護するので、ローンのデフォルト（債務不履行）もなくせる。

こうした仕組みは、もともと米経済学者のミルトン・フリードマン氏が、銀行が学生にローンを提供しないといつて市場の欠点に目をつけて考えたものである。

豪州の場合、ICLは無利子で、政府の回収率は約8割だ。回収率は、政府がどの程度を目標とするかにより容易に変えられる。英国の場合、金利を課す仕組みであり、高額所得者は全額を返済する仕組みだ。だが30年たつても残っている借金は免除され、低所得の大学卒業者の返済は制限されている。英国のICL回収規則は、豪州に比べて回収率を低く設定している。

現在日本が採用している制度は複雑で分かりにくい。ICLの方向に動き始めたものの、主要な問題は解決されていない。より簡素で公正なローン制度を導入すれば大きな利益を生むと考えられる。

日本は今こそ海外の事例を参考にして、高等教育を経済的に支えるのに適切なベスト

プラクティスモデルを採用すべきだ。それにより大学卒業者が直面する債務返済の苦勞を軽減できるだけでなく、大学の資金繰りを改善させるうえ、社会に公平な結果をもたらす制度を導入することが可能となる。

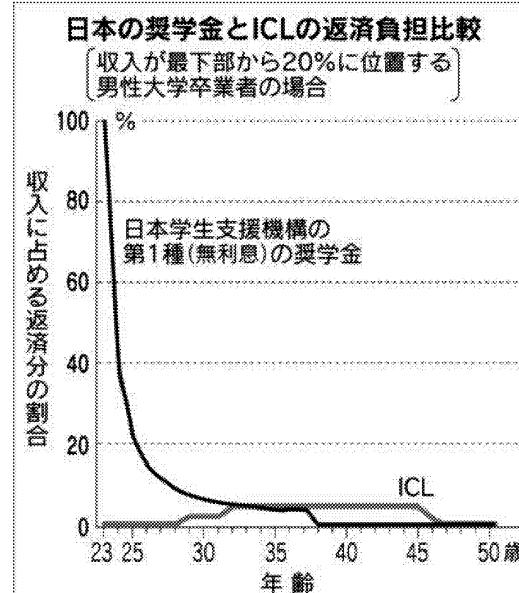
現行制度は、韓国で採用されている制度に似て取り除き、国民が誰でも希望すれば大学に進学できるようになる良い機会である。

大学教育を希望する人に進学の可能性を提供すること、そしてその授業料が負担できる範囲であること、この2つは先進国共通の課題であり、日本も例外ではない。米国をはじめとする多くの国が、現実に改革の必要性に迫られている。進学のしづらさに加えて費用負担も難しくなり、大学卒業後も奨学金の返済に苦労している人が多い。

この問題を解決するため、高等教育を経済的に支える制度として「所得連動型ローン（ICL）」がオーストラリアで生まれた。今では英国、ニュージーランド（NZ）、ハンガリー、オランダ、韓国などが採用している。この制度は学生全員を対象として、①大学へのアクセスを容易にする②政府の財政負担を抑える③大学卒業者の支払いに対する苦痛を減らす④社会に公平である――といった点を重視する。

大学教育は社会に利益をもたらすことから、多くの国が大学での授業料を補助している。しかし全額あるいは大半を負担するのは、国の財政にとって大きな負担となる。

また国が授業料を補助する上、高所得家庭の学生も、一般の納税者の負担で多くの利益を得ることになる。大学に行ける人たちは将来、国民平均以上の賃金を稼ぐようにな



日本の「所得連動型」、不十分

一般的には大学入学を望むが資金のない者には民間金融機関はローンを提供しない。学生が返済不能となるリスクがあるうえ、ローンを回収できなくなつても相殺する担保がつぎ、将来ローンを組もう

なつた場合、納税者が代わりに負担することになり、結果として非常に高くついてしまう。もう一つは返済不能となつた人は、信用格付けに汚点がつつき、将来ローンを組もう

なければならない。しかし学生が失業、あるいは育児や介護などで働けなくなり、ローンの返済が難しい事態に直面する場合もある。

こつした学生ローン制度の問題を解決できるのがICLだ。豪州、英国、NZを例に説明しよう。大学に進む生徒は入学時に前払いをする必要はない。その代わりに大学でかかる費用の一一定割合を将来返済するよう約束する。

ローンの返済は大学卒業者の年収が一定額に達して初めて開始される。豪州では年収の20%の大学卒業者の場合で、現行の奨学金の返済分と豪州の制度を基に日本型ICLを筆者が設計したケーブルを比較したものだ。

取り上げたのは、日本人男性で低收入（収入の最下部から20%）の大学卒業者の場合

この制度を解説できるのがICLだ。豪州、英国、NZを例に説明しよう。大学に進む生徒は入学時に前払いをする必要はない。その代わりに大学でかかる費用の一一定割合を将来返済するよう約束する。

ローンの返済は大学卒業者の年収が一定額に達して初めて開始される。豪州では年収の20%の大学卒業者の場合で、現行の奨学金の返済分と豪州の制度を基に日本型ICLを筆者が設計したケーブルを比較したものだ。

取り上げたのは、日本人男性で低收入（収入の最下部から20%）の大学卒業者の場合で、現行の奨学金の返済分と豪州の制度を基に設計したICLの返済分が、それぞれ当人の収入の中で占める割合を示した。日本で採用されている奨学金では、低收入の大学卒業者は卒業後すぐに収入による

まる。債務者の年収が一定額に達しない場合には、支払う必要はない。豪州、英國、NZでは、ローン返済は大学卒業者の年収に対して4%から最高8~10%に設定されている。韓国は20%となっている。

豪州の大学卒業者は平均8~10年間にローン返済を完了している。

こうした仕組みにより、ICLを持つ学生は返済困難から解放される。年収が一定額に満たない場合は返済する必要がなく、また返済の上限が決まっているので、大学卒業者を保護する仕組みとなつていている。

こうした仕組みは、もともと米経済学者のミルトン・フリードマン氏が、銀行が学生にローンを提供しないといつて市場の欠点に目をつけて考えたものである。

豪州、英國、NZで採用されているICL制度では、学生全員が有資格者だ。一方、韓國や日本の制度では、本来ICLで恩恵を得られる多くの人が資格の対象から外れており、経済支援が得られず、支払い困難やデフォルトから保護されないままローンを組まざるを得ない。世界にはより適切な制度があるにもかかわらず、日本が韓国型のICLを導入したことは残念だ。

さらにICL採用国には、収入あるいは資産の審査による所得補給金制度を導入している国もある。豪州の場合は、扶養料のみが対象だが、NZと英国は生活費の一部も対象となっている。

現在日本が採用している制